# 八雲町国民保護計画 資料編



平成19年2月 八 雲 町

# 目 次

資料 1	関係	機関の	連絡	先・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	-	各部局			-																									
資料3	町対	策本部	の組	織及	てび	機	能	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
資料 4	武力	攻擊等	にお	ける	各	班	及	び	各	部)	司	の:	主	な	役	割	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
資料 5	関係	報道機	関一	覧・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	2
様式第1	号	安否情	報収	集榜	走美	. (	避	難	住	民	•	負	傷	住	月	;)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	3
様式第2		安否情																												
様式第3	号	安否情	報報	告書	<u> </u>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
様式第4		安否情																												
様式第5	号	安否情	報回	答書	٠.	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1	7
八雲町国	民保	護対策	本部	及び	八	雲	囲丁	緊	急:	対	见!	事	態	対	策	本	部	条	例	•	•	•	•	•	•	•	•		1	8
八雲町国	民保	護協議	会条	例·	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2	0

## 関係機関の連絡先

# 【関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等(自衛隊含む)】

名称	担当部署	所在地	電話・	FAX	その他の
<b>一</b> 10	123마습			'ドレス	連絡方法
函館開発建設部	庶務課	049-3105	電話 63-3	3153	
八雲道路事務所	がなる	八雲町東雲町23	FAX 64-3	3968	
函館開発建設部	庶務課	043-0025	電話 0139	9-52-0107	
江差道路事務所	<i>ነ</i> ፈንጋፀע	江差町字泊町172	FAX 0139	9-52-5519	
函館開発建設部	庶務課	043-0041	電話 0139	9-52-1041	
江差港湾事務所	<i>ነ</i> ጣ ባለ በላ	江差町字姥神町159	FAX 0139	9-52-1828	
渡島森林管理署	総務課	049-3115	電話 63-2	2141	
//文码林作品建省	かいりカロ木	八雲町出雲町13	FAX 62-2	2961	
   檜山森林管理署	総務課	043-1112	電話 0139	96-4-3201	
间山林作品还有	心切力中不	厚沢部町緑町162-28	FAX 0139	96-7-2749	
陸上自衛隊函館駐屯地	第3科	042-0934	電話 0138	3-51-9171	
第28普通科連隊	AD 2 14	函館市広野町6-18			
航空自衛隊	運用係	049-3118	電話 62-2	2262	
八雲分屯基地	)上门(小	八雲町緑町34			
   自衛隊函館地方協力本部	涉外広報室	042-0934	電話 0138	3-53-6241	
口间你回话吃奶奶分子们		函館市広野町6-25	FAX 0138	3-53-6242	
自衛隊函館地方協力本部	所長	049-3112	電話 62-2	2692	
八雲地域事務所	<i>/// C</i>	八雲町末広町111-2	FAX 62-2	2692	
第一管区海上保安本部	管理課	040-0061	電話 0138	3-42-1118	
函館海上保安部	口工M	函館市海岸町24-4			
第一管区海上保安本部		042-0913	電話 0138	3-58-3515	
函館航空基地		函館市赤坂町65-1			

# 【関係道機関 ( 警察含む )】

名称	<b>山</b> 山 如 翠	担当部署 所在地		話・FAX	その他の
口仰			メ-	-ルアドレス	連絡方法
北海道	総務部	060-8588	電話	011-231-4111	
70/4/2	危機対策室	札幌市中央区北3条西6丁目	FAX	011-231-4314	
渡島支庁	地域振興部	041-8558	電話	0138-47-9430	
	地域政策課	函館市美原4丁目6-16	FAX	0138-47-9203	
渡島支庁 渡島保健福祉事	企画総務課	049-3112	電話	63-2168	
務所 八雲地域保健部	正凹砌切加	八雲町末広町120	FAX	63-2169	
函館土木現業所	施設保全室	049-3123	電話	63-3111	
八雲出張所	旭以怀王王	八雲町立岩83-1	FAX	63-3590	
函館土木現業所	施設保全室	043-8558	電話	0139-52-6530	
江差出張所	ルの以外工主	江差町字陣屋町336-3	FAX	0139-52-2930	
函館方面八雲警察署	警備係	049-3106	電話	64-2110	
四四月四八云言求有	二甲烷	八雲町富士見町113			

## 【近接市町村】

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の
H13.	3	77111-10	メールアドレス	連絡方法
森町	総務課	049-2393	電話 01374-2-2181	
Adv J	1110-373 H71	森町御幸町144-1	FAX 01374-2-3244	
   長万部町	総務課	049-3592	電話 01377-2-2000	
(X/) (PP)	NAT CC 6.70M	長万部町字長万部453	FAX 01377-2-3244	
厚沢部町	総務課	043-1113	電話 0139-64-3311	
1 <del>3-</del> 1/10-1	אלם נגניטאו	厚沢部町新町207	FAX 0139-67-2815	
乙部町	総務課	043-0103	電話 0139-62-2311	
	NAT CC 6.70W	乙部町字緑町388	FAX 0139-69-2939	
今金町	企画振興課	049-4393	電話 0137-82-0111	
<u>, ₩-1</u>	正自派共脈	今金町字今金48-1	FAX 0137-82-3262	
せたな町	総務課	049-4592	電話 01378-4-5111	
270,041	אם ניניטאו	せたな町北檜山区徳島63-1	FAX 01378-4-4657	

# 【その他の機関】

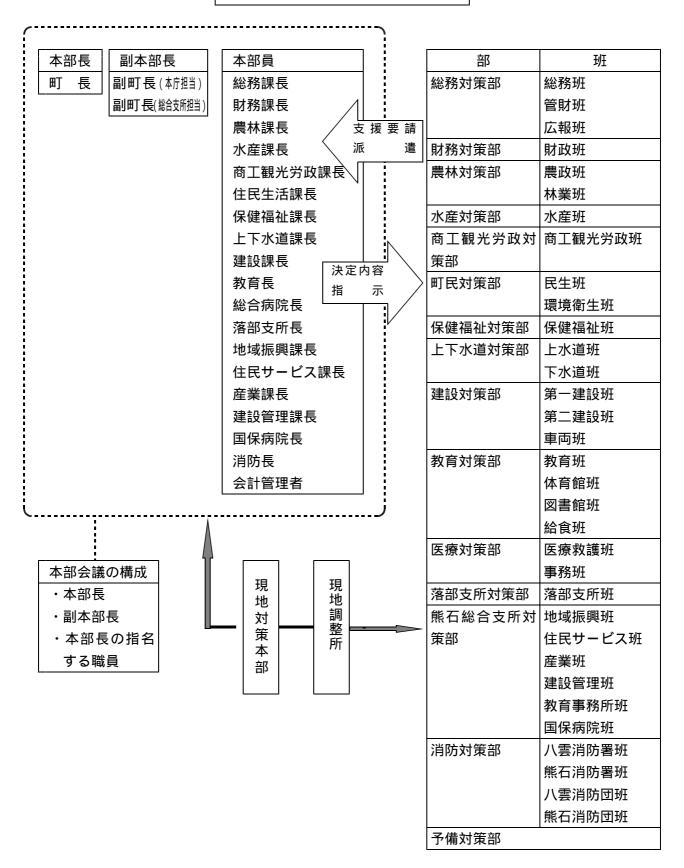
名称	担当部署	——————————— 所在地	電話・FAX そ	その他の
口彻	123마A	MI1II-E	メールアドレス 遅	連絡方法
   八雲郵便局	総務係	049-3107	電話 63-2660	
	יבן נגניטאו	八雲町本町266	FAX 64-2120	
北海道旅客鉄道(株)		049-3107	電話 63-2540	
八雲駅		八雲町本町125	FAX 64-3634	
北海道旅客鉄道(株)	八雲保線	049-3113	電話 63-3942	
函館保線所	管理室	八雲町相生町83-3		
東日本電信電話(株)	設備部	060-0001	電話 011-212-4466	
北海道支店	災害対策室	札幌市中央区北1条西4丁目	FAX 011-222-9254	
北海道電力(株)	お客様セン	049-3106	電話 62-2531	
八雲営業所	ター	八雲町富士見町103-2	FAX 62-4357	
北海道電力(株)	お客様セン	043-0041	電話 0139-52-0085	
江差営業所	ター	江差町字姥神町171-1		
社団法人	事務局	040-0034	電話 0138-27-1246	
渡島医師会	2-1111c	函館市大森町21-12	FAX 0138-27-1247	
国立病院機構	庶務班	049-3116	電話 63-2126	
八雲病院	WWANNY	八雲町宮園町128	FAX 64-2715	

# 【町の各部局における平素の業務】

部局名	平素の業務
総務課	・町国民保護協議会の運営に関すること
選挙管理委員会事	・町国民保護対策本部に関すること
務局	・避難実施要領の策定に関すること
	・物資及び資材の備蓄等に関すること
	・関係機関との連絡調整に関すること
	・国民保護の啓発に関すること
	・国民保護措置についての訓練に関すること
	・安否情報の収集体制の整備に関すること
	・通信手段の整備に関すること
	・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること
	・特殊標章等の交付に関すること
企画振興課	・公共交通機関との連絡調整に関すること
情報政策室	・町内会等関係機関との連絡調整に関すること
行財政改革推進室	・住民への国民保護情報等の供給に関すること
新幹線推進室	
財務課	・国民保護対策予算その他財政に関すること
農林課	・農業・水産・林務関係団体との連絡調整に関すること
農業委員会	・家畜の対策に関すること
水産課	・漁港施設の把握及び対策に関すること
商工観光労政課	・商工労働団体との連絡調整に関すること
	・生活関連物資等の安定供給に関すること
住民生活課	・救援物資等の受け入れに関すること
	・避難施設の運営体制の整備に関すること
	・日本赤十字社八雲分区との連絡調整に関すること
	・ボランティア等の支援に関わる総合調整に関すること
	・廃棄物処理に関すること
保健福祉課	一・高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備
	に関すること
	・医療品、医薬品等の供給体制の整備に関すること
上下水道課	・応急給水に関すること
	・水の安定的な供給に関すること
	・水道施設の復旧に関すること
	・水源地の管理及び水質保全に関すること
	・浄水施設の安全対策に関すること

建設課	・建設関係団体との連絡調整に関すること
公園緑地推進室	・所管施設の安全対策に関すること
	・復旧に関すること
	・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること
	  ・道路、橋梁、河川、その他関連施設の把握に関すること
	・避難施設の運営体制の整備に関すること
	・国民保護に関する本庁との連絡調整に関すること
	・物資及び資材の備蓄等に関すること
	・避難施設の運営体制の整備に関すること
	・安否情報の収集体制の整備に関すること
	・通信手段の整備に関すること
	・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること
住民サービス課	・生活関連等施設の把握に関すること
	・廃棄物処理に関すること
	・高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備
	に関すること
	・医療品、医薬品等の供給体制の整備に関すること
産業課	・農業・水産・林務関係団体との連絡調整に関すること
海洋深層水推進室	・商工労働団体との連絡調整に関すること
	・生活関連物資等の安定供給に関すること
	・漁港施設の把握及び対策に関すること
建設管理課	・建設関係団体との連絡調整に関すること
	・所管施設の安全対策に関すること
	・復旧に関すること
	・応急給水に関すること
	・水の安定的な供給に関すること
	・水道施設の復旧に関すること
	・水源地の管理及び水質保全に関すること
ひらたない荘	・施設利用者の安全確保に関すること
	・施設の対策に関すること
教育委員会	・公立学校等への警報の伝達体制に関すること
	・児童、生徒の安全確保に関すること
	・教育施設の応急利用及び復旧に関すること
	・文化財の保護及び応急対策に関すること
消防本部	・武力攻撃災害への対応に関すること(救急・救助を含む)
消防署	・住民の避難誘導に関すること
出納室	・他部局等への必要に応じた協力に関すること
議会事務局	・議会との連絡調整に関すること
監査委員事務局	・他部局等への必要に応じた協力に関すること

#### 八雲町国民保護対策本部組織図



# 【武力攻撃事態等における各班及び各部局の主な役割】

部	所属する部局	班	名	役割
総	総務課	総務班		・町国民保護対策本部の庶務に関すること
務	企画振興課			・対策本部員会議に関すること
対	情報政策室			・避難実施要領の作成に関すること
策	行革推進室			・関係機関との連絡調整に関すること
部	新幹線推進室			・武力攻撃事態等に関する情報の収集及び伝達に関すること
	選挙管理委員			・被災情報等の収集と被害状況等の報告に関すること
	会事務局			・被災記録の作成に関すること
				・他の市町村に対する応援の求め、道への緊急消防援助隊の派遣要
				請及び受入等広域応援に関すること
				・道を通じた指定行政機関の長等への措置の要請、自衛隊の部隊等
				の派遣要請に関すること
				・各部、各班の連絡調整に関すること
				・特殊標章等の交付に関すること
				・その他各班に属しない事項に関すること
		管財班		・町有財産の警防及び応急対策に関すること
				・町有財産の被害調査及び復旧対策に関すること
		広報班		・被災広報及び広聴の企画実施に関すること
				・住民等に対する警報の伝達又は通知に関すること
				・対策本部の被災応急対策について広報活動を行うこと
				・報道機関との連絡に関すること
				・被災報道記事及び写真の収集に関すること
				・被災地又は避難先地域の巡回広聴活動に関すること
				・広報車等による避難の指示の周知に関すること
				・避難所設置場所の案内、お知らせに関すること
				・その他被害に関する所掌事項に関すること
財	財務課	財政班		・国民保護対策予算及び決算に関すること
務				・被災応急及び復旧対策に要する資金計画に関すること
対				・被災応急対策等に要する資材、物品の購入、経理に関すること
策				・被災時における一般的被害(人的・住家・非住家被害)の状況調
部				査に関すること
				・避難住民等の税の減免及び徴収猶予等に関すること
				・応急公用負担に関すること
				・その他被害に関する所掌事項に関すること
農	農林課	農政班		・農業施設、畜産施設、農作物、家畜等の被害調査及び応急対策、
林				復旧対策に関すること

対			・被災農家の援護に関すること
策			・関係資金の斡旋に関すること
部			・家畜舎及び飼料の確保に関すること
			・救援事業等の選定及び実施に関すること
			・所管施設の避難・誘導に関すること
			・その他農業被害に関すること
			所管施設:活性化施設ファームメイド遊楽部 1 号・ 2 号館
		林業班	・林業施設、林野の被災に関する調査及び応急対策、復旧対策に関
			すること
			・関係資金の斡旋に関すること
			・被災応急及び復旧対策用木材の需給計画に関すること
			・林野の保全、警防に関すること
			・林道の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること
			・林道の交通不能箇所の調査及び危険標示に関すること
			・その他林業被害に関すること
水	水産班課	水産班	・水産物、水産施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること
産			・被災漁家の援護に関すること
対			・関係資金の斡旋に関すること
策			・救援事業等の選定及び実施に関すること
部			・海岸の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること
			・その他漁業被害に関すること
商	商工観光労政	商工観光労	・被災時の応急食糧、衣料、生活必需品、その他の物資の供給計画
エ	課	政班	の作成及び実施に関すること
観			・被災時の物価対策及び生活必需物資の流通対策に関すること
光			・商工業関係の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること
労			・関係資金の斡旋に関すること
政			・避難住民等の雇用対策に関すること
対			・観光施設関係の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること
策			・被災時における電力の確保に関すること
部			・その他商工業被害に関すること
			所管施設:町営小牧荘
町	住民生活課	民生班	・救援物資の調達並びに義援金品の受付、配分及び輸送に関すること
民			・所管施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること
対			・所管施設の避難・誘導に関すること
策			・安否情報の収集及び提供に関すること
部			・避難所の設置及び避難住民等の受け入れに関すること
			・避難住民等に対するたき出し計画の作成及び実施に関すること
			・保育園児の保護に関すること
			・被災地域の老人世帯及びひとり親世帯の援護に関すること
			成人も多の自人とは人のもこう場とはの技権に属すること

İ			・支援団体、ボランティアの受け入れ窓口及び労務提供の受付に関
			すること
			・死体の火葬及び埋葬に関すること
			所管施設:子育てセンター、八雲町相生児童館、くるみ保育園
		環境衛生班	・環境衛生施設など衛生関係の被害調査及び応急対策、復旧対策に
			関すること
			・被災地又は避難先地域の防疫対策等、環境衛生保持に関すること
			・被災時における廃棄物及びし尿の処理に関すること
			・その他被害に関する所掌事項に関すること
保	保健福祉課	保健福祉班	・所管施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること
健			・所管施設の避難・誘導に関すること
福			・被災地又は避難先地域の身障世帯の援護に関すること
祉			・救助日誌等の記載、記帳に関すること
対			・被災時の医療品、その他衛生材料の供給及び確保に関すること
策			・保健所との被災関係連絡調整に関すること
部			・メンタルヘルスに関すること
			・その他被害に関する所掌事項に関すること
			所管施設:八雲町総合保健福祉施設
上	上下水道課	上水道班	・水道施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること
下			・避難住民等に対する給水計画の作成及び実施に関すること
水			・水道施設業者の協力要請に関すること
道			
対		下水道班	・下水道施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること
策			・水道施設業者の協力要請に関すること
部			・その他被害に関する所掌事項に関すること
建	建設課	第一建設班	・交通不能箇所の調査及び危険標示並びに通行路線の決定に関する
設	公園緑地推進		こと
対	室		・道路、橋梁、河川、その他土木関係の被害調査及び応急対策、復
策	シビックコア		旧対策に関すること
部	地区整備準備		・被災時の河川等の情報収集に関すること
	室		・町内建設業者の協力要請に関すること
			・被災時における労務供給計画の作成及びその実施に関すること
			・被害応急資材の確保及び輸送に関すること
			・復旧対策全般(他班の主管に属するものを除く)に関すること
			・その他被害に関する所掌事項に関すること
1	1	소소 — 7 <del>소</del> 는 미 되다	・被災地又は避難先地域の住宅対策に関すること
		弗—建設地	成人で人は色素がある。
		弗 <u>·</u> 建設班  	・被災時の建築用材の需給計画に関すること
		- 弗 <u>- 建</u> 設班	
		<b>另</b> —建設班	・被災時の建築用材の需給計画に関すること

			・被災時における一般車両及び土木建設用機械等の運用計画の作成
			及び実施に関すること
			・町内輸送業者の協力要請に関すること
			・その他被害に関する所掌事項に関すること
教	教育委員会	教育班	・所管施設の被害調査及び応急対策、復旧対策のに関すること
育			・被災児童生徒の救護及び応急教育対策に関すること
対			・被災時における児童生徒の避難方法、誘導方法の指導に関すること
策			・被災児童生徒の医療防疫及び学用品の支給等に関すること
部			・文教施設及び文化財の保全に関すること
			・施設利用者の避難、誘導に関すること
			・被災児童生徒のメンタルヘルスに関すること
			・その他被害に関する所掌事項に関すること
			所管施設:小学校、中学校、公民館、八雲町民センター、郷土
			資料館、林業研修センター
		体育館班	・所管施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること
			・施設利用者の避難、誘導に関すること
			所管施設:総合体育館、温水プール、町民スキー場
		図書館班	・所管施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること
			・施設利用者の避難、誘導に関すること
			所管施設:図書館
		給食班	・給食施設の保全、警防に関すること
			・被災児童生徒の給食に関すること
			・避難住民等及び対策本部職員の給食に関すること
			・その他被害に関する所掌事項に関すること
医	八雲総合病院	医療救護班	・被災時における医療及び助産についての具体的な計画の作成と実
療			施に関すること
対			
策			・被災時において医療救護班を編成し、巡回による医療及び助産の
-14			・被災時において医療救護班を編成し、巡回による医療及び助産の 救護実施に関すること
部			
			救護実施に関すること
			救護実施に関すること ・救護所の設置と診療運営に関すること
			救護実施に関すること ・救護所の設置と診療運営に関すること ・医療対策本部の設置における医療救護班の編成とその運営に関す
		事務班	救護実施に関すること ・救護所の設置と診療運営に関すること ・医療対策本部の設置における医療救護班の編成とその運営に関すること
		事務班	救護実施に関すること ・救護所の設置と診療運営に関すること ・医療対策本部の設置における医療救護班の編成とその運営に関すること ・入院患者等の避難、誘導に関すること
		事務班	救護実施に関すること ・救護所の設置と診療運営に関すること ・医療対策本部の設置における医療救護班の編成とその運営に関すること ・入院患者等の避難、誘導に関すること ・医療、施設の警防並びに応急及び復旧対策に関すること
	落部支所		救護実施に関すること ・救護所の設置と診療運営に関すること ・医療対策本部の設置における医療救護班の編成とその運営に関すること ・入院患者等の避難、誘導に関すること ・医療、施設の警防並びに応急及び復旧対策に関すること ・その他医療活動の実施に伴う事務に関すること
部	落部支所		救護実施に関すること ・救護所の設置と診療運営に関すること ・医療対策本部の設置における医療救護班の編成とその運営に関すること ・入院患者等の避難、誘導に関すること ・医療、施設の警防並びに応急及び復旧対策に関すること ・その他医療活動の実施に伴う事務に関すること ・医療機関及び団体等との連絡調整に関すること
部	落部支所		救護実施に関すること ・救護所の設置と診療運営に関すること ・医療対策本部の設置における医療救護班の編成とその運営に関すること ・入院患者等の避難、誘導に関すること ・医療、施設の警防並びに応急及び復旧対策に関すること ・その他医療活動の実施に伴う事務に関すること ・医療機関及び団体等との連絡調整に関すること ・落部地域における被害情報の収集並びに所管施設の応急対策及び
部落部	落部支所		救護実施に関すること ・救護所の設置と診療運営に関すること ・医療対策本部の設置における医療救護班の編成とその運営に関すること ・入院患者等の避難、誘導に関すること ・医療、施設の警防並びに応急及び復旧対策に関すること ・その他医療活動の実施に伴う事務に関すること ・医療機関及び団体等との連絡調整に関すること ・落部地域における被害情報の収集並びに所管施設の応急対策及び復旧対策に関し、各対策部との連絡調整にあたること

策			
部			
熊	地域振興課	地域振興班	・対策本部との連絡調整に関すること
石	相沼・泊川出		・武力攻撃事態等に関する情報の収集及び伝達に関すること
総	張所		・住民等に対する警報の伝達又は通知に関すること
合	住民サービス		・避難所の開設及び避難住民等の収容に関すること
支	課		・防災行政無線による避難の指示の周知に関すること
所	産業課		・町有財産の警防及び応急対策に関すること
対	海洋深層水推		・所管施設の避難、誘導に関すること
策	進室		・その他各班に属しない事項に関すること
部	建設管理課		所管施設:熊石総合センター
	ひらたない荘	産業班	・農業施設、農作物等の被害調査及び応急対策、復旧対策に関する
	教育事務所		こと
	国保病院		・水産施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること
			・商工業関係の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること
			・観光関係施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること
			・所管施設の避難、誘導に関すること
			・その他農林、水産、商工被害に関すること
			所管施設:海洋深層水総合交流施設、町営ひらたない荘、町営
			あわびの湯
		住民サービ	・社会福祉施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること
		ス班	・所管施設の避難・誘導に関すること
			・保育園(所)児の保護に関すること
			・被災地又は避難先地域の老人世帯、ひとり親世帯及び、身障世帯
			の援護に関すること
			・避難住民等の援護に関すること
			・被災時の医療品、その他衛生資材の供給及び確保に関すること
			・被災地又は避難先地域の防疫等、環境衛生保持に関すること
			・被災時における廃棄物及びし尿処理に関すること
			・死体の火葬及び埋葬に関すること
			・所管施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること
			・その他被害に関する所掌事項に関すること
			所管施設:デイサービスセンター、熊石保育園、相沼保育園、
			泊川保育所、母子健康センター、熊石福祉センター
		建設管理班	・上下水道施設及び温泉施設の被害調査及び応急対策、復旧対策
			に関すること
			・交通不能箇所の調査及び標示に関すること
			・道路、橋梁、河川、その他土木関係の被害調査及び応急対策、復
			旧対策に関すること
			・建築物、海岸等の被害調査に関すること

			・その他被害に関する所掌事項に関すること
		教育事務所	・所管施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること
		班	・被災児童生徒の救護及び応急教育対策に関すること
			・被災時における児童生徒の避難方法、誘導方法の指導に関すること
			・被災児童生徒の医療防疫及び学用品の支給等に関すること
			・文教施設及び文化財の保全に関すること
			・所管施設の避難・誘導に関すること
			・給食施設の保全、警防に関すること
			・被災児童生徒の給食に関すること
			・避難住民等及び対策本部職員の給食に関すること
			・その他被害に関する所掌事項に関すること
			所管施設:小学校、中学校、歴史記念館、スポーツセンター
		国保病院班	・医療救護班の編成及び医療活動全般に関すること
			・救護所の設置及び診療運営に関すること
			・入院患者の避難、誘導に関すること
			・被災時の医療品の調達に関すること
			・医療施設の警防及び応急対策、復旧対策に関すること
			・その他医療活動の実施に伴う事項に関すること
消	消防機関	八雲消防署	・住民等の避難誘導に関すること
防		班	・人命、家畜、家財等の救助及び捜索に関すること
対		熊石消防署	・行方不明者の捜索及び死体等の収容に関すること
策		班	・被災時における障害物の除去及び危険物の保安に関すること
部			・その他被害に関する所掌事項に関すること
		八雲消防団	・消防署班を補助し、相互協力すること
		班	・業務分担は、消防署班と同じ
		熊石消防団	
		班	
予	出納室		・各対策部への必要に応じた協力に関すること
備	議会事務局 議会事務局		
対	対 監査委員事務局		
策			
部			

## 【関係報道機関一覧】

名 称 ・ 所 在	連絡先
北海道新聞社 八雲支局	電 話 62-2211
八雲町富士見町132	FAX 63-4058
朝日新聞社 函館支局	電 話 0138-23-1155
函館市宝来町9-18	FAX 0138-23-5746
読売新聞社 函館支局	電 話 0138-22-3318
函館市栄町6-4	FAX 0138-22-6667
毎日新聞社 函館支局	電 話 0138-53-2322
函館市梁川町2-3	FAX 0138-53-2321
函館新聞社	電 話 0138-43-2121
函館市港町1丁目17-8	FAX 0138-43-3131
NHK 函館放送局	電 話 0138-27-1114
函館市千歳町13-1	FAX 0138-23-3088
HBC 北海道放送 函館放送局	電 話 0138-55-8121
函館市梁川町9-5	FAX 0138-55-6615
STV 札幌テレビ放送 函館放送局	電 話 0138-42-7277
函館市美原1丁目48-5	FAX 0138-42-4175
HTB 北海道テレビ放送 函館支社	電 話 0138-51-4416
函館市本町7 - 1 8	FAX 0138-51-9510
U H B 北海道文化放送	電 話 011-214-5321
札幌市中央区北1条西4丁目	FAX 011-271-5497
TVH テレビ北海道	電 話 011-232-7160
札幌市中央区大通東6丁目	FAX 011-232-7173

#### 様式第1号(第1条関係)

## 安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)

記入日時(年月日時分)

币台			
氏名 ————————————————————————————————————			
フリガナ			
出生の年月日		年	月 日
男女の別	男		女
住所 (郵便番号を含む。)			
国籍	日本	その他	( )
その他個人を識別する情報			
負傷 (疾病)の該当	負傷		非該当
負傷又は疾病の状況			
現在の居所			
連絡先その他必要情報			
親族・同居者からの照会があれば、 ~ を回答する予定	<u>[</u>	回答を希望	しない
ですが、回答を希望しない場合は、 で囲んで下さい。			
知人からの照会があれば を回答する予定ですが、回	[	回答を希望	しない
答を希望しない場合は を囲んで下さい。			
~ を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する		同意す	る る
回答又は公表することについて、同意するかどうか で囲ん			
で下さい。		同意した	[ ] J
備考			

- (注1) 本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記 の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- (注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近 所の者及びこれらに類する者を指します。
- (注3) 「出生年月日」欄は元号表記により記入願います。
- (注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

#### 様式第2号(第1条関係)

## 安否情報収集樣式 (死亡住民)

		記入日	垨(		牛	月	H	時	分)
	氏名								
	フリガナ								
	出生の年月日				É	F	月	日	
	男女の別			男			女		
	住所 (郵便番号を含む。)								
	国籍		日本	-	その化	t (		)	
	その他個人を識別するための情報								
	死亡の日時、場所及び状況								
	遺体が安置されている場所								
	連絡先その他必要情報								
	~ を親族・同居者・知人以外の者からの				同意	する			
Þ	照会に対し回答することへの同意			ſ	同意し	ない			

備考

- (注1)本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- (注2)親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- (注3)「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- (注4)回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

の同意回答者名	連絡先		
同意回答者住所		続 柄	

(注5) の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第3号(第2条関係)

## 安否情報報告書

報告日時: 年月日時分

市町村名: 担当者名:

氏名	フリガナ	出生の 年月日	男女 の別	住 所	国籍	その他個人を識別 するための情報	負傷 (疾病) の該当	負傷又は疾 病の状況	現在の居所	連絡先 その他必要事項	親族・同居者へ の回答の希望	知人への 回答希望	親族・同居者・知人以外の 者への回答又は公表の同意	備考

#### 備考

5

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には 「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「同意の有無」欄には、安否情報の提供に係る同意について「有」又は「無」と記入すること。この場合において、当該同意について特段の条件がある場合は、 当該条件を「備考」欄に記入すること。
- 4 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 5 「国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 6 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」 欄に「死体の所在」を記入すること。

# 安否情報照会書

(都	総務大臣 道府県知事) 市町村長)	殿			年	月	日	
	אוויויין א		申請者					
			住所(居所	: )				
			<u>.=                                 </u>					
			氏 名					
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置 関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。								
ļ,	照会をするヨ	里由	被照会者の親族	又は同居者である	ため。			
(	を付けて下る	さい。	被照会者の知人(友	人、職場関係者及び近	隣住民	;) である	。 ため。	
の:	場合、理由を記	記入願い	その他					
ま	す。)		(				)	
備考								
被照	氏	名						
会者を	フリカ	<b>ブ</b> ナ						
特 定	出生の年	月日						
するた	男女の	D 別						
めに	住	所						
必要な	国 (日本国籍を有しない	籍 N者に限る。)	日本	その他(			)	
事項	その他個人で るための情報							
	申請者の研	<del></del> 雀 認						
備考								

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
  - 2 法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
  - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
  - 4 印の欄には記入しないで下さい。

## 安否情報回答書

	殿	年 月 日
		総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)
し	年 月 日付けで照ま ます。	会があった安否情報について、下記のとおり回答
避難	誰住民に該当するか否かの別	
	攻撃災害により死亡し又は負傷 主民に該当するか否かの別	
	氏 名	
	フ リ ガ ナ	
被	出生の年月日	
照	男 女 の 別	
^	住 所	
会者	国籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他( )
13	その他個人を識別 するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

## 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

## 八雲町国民保護対策本部及び八雲町緊急対処事態 対策本部条例

平成18年3月29日

条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第31条(法第183条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、八雲町国民保護対策本部及び八雲町緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、八雲町国民保護対策本部(以下「本部」という。)の事務を総理する。
- 2 国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を補佐し、本部 の事務を整理する。
- 3 国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、本部の 事務に従事する。
- 4 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

(会議)

- 第3条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に 応じ、本部の会議(以下「会議」という。)を招集する。
- 2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を 会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。 (部)
- 第4条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部(以下「現地対策本部」という。)に国民保護現地対 策本部長(以下「現地対策本部長」という。) 国民保護現地対策本部員その他の 職員を置き、副本部長、本部員その他職員のうちから本部長が指名する者がこれに当たる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

- 第6条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。 (準用)
- 第7条 第2条から前条までの規定は、八雲町緊急対処事態対策本部について準用 する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 八雲町国民保護協議会条例

平成18年3月29日

条例第14号

(趣旨)

- 第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第40条第8項の規定に基づき、八雲町国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。(委員及び専門委員)
- 第2条 協議会の委員の定数は、30人以内とする。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理 する。

(会議)

- 第4条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

- 第5条 協議会に、幹事を置くことができる。
- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、町長が任命する。
- 3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

- 第6条 協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ 指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が

協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
  - (八雲町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 八雲町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年八雲町条例第28号)の一部を次のように改正する。

次のよう(略)